

令和3年6月24日付けで、兵庫県からの産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例に係る事業計画事前協議書に対する意見照会に対し、次のとおり回答しました。

1. 計画概要

- (1) 事業者 大阪府豊能郡豊能町光風台三丁目20番8号
株式会社東洋開発工業所 代表取締役 西脇 勝
- (2) 計画内容 管理型最終処分場の設置
- (3) 設置場所 赤穂市西有年字大山峠南 3011-119 外1筆
赤穂郡上郡町梨ヶ原字西坂 1147-26 外1筆

2. 照会事項

- (1) 周知範囲・周知方法について
- (2) 生活環境保全上の措置について
- (3) 地域計画上の事項について
- (4) 関係法令手続きについて

3. 回答内容

(1) 周知範囲・周知方法について

周知範囲については、赤穂市全域の市民及び農業、漁業をはじめとする全ての産業の関係者であると考えます。

周知方法については、上記周知範囲に属する全ての関係者の意向に沿って行われる必要があると考えます。

計画施設からの浸透水は、梨ヶ原川及び安室川を経て最終的に千種川に流れ込むが、その表流水及び伏流水への悪影響が懸念されます。本市では、千種川から取水した水道水を市内全域約2万世帯に供給しているほか、20以上の世帯及び事業所が井戸水を取水しています。また、千種川から利水する農業をはじめ、千種川河口海域における漁業などにとっても千種川の水質は貴重な財産であり、赤穂市全域の市民及び農業、漁業をはじめとする全ての産業の関係者にとって生命線であります。

なお、計画施設からの放流水の直下流の水利権者（取水口位置：赤穂郡上郡町竹万字口山田895-1番地先（安室川右岸））である安室ダム水道用水供給企業団をはじめ、本市が水道水を供給する姫路市（家島町）、西播磨水道企業団が取水し供給する相生市及びその関係団体に対しても周知が行われるべきものと考えます。

また、計画地に隣接する岡山県備前市側の土地所有者及び備前市にとっても影響があることから、これらに対しても周知する必要があると考えます。

(2) 生活環境保全上の措置について

生活環境保全上の措置については、本事業計画事前協議書（以下「事前協議書」）で確認できない事項が多く見受けられます。このような状況下で産業廃棄物処理施設の設置に係

る紛争の予防と調整に関する条例の手続きに進むことは、条例の趣旨に反するばかりか、住民との紛争を助長することになりかねないと懸念しております。

特に以下の事項について、対応及び疑義の解消が必要と考えます。

ア. 調査及び資料に関する事項

㊦環境影響評価資料について

- ・ 事前協議書には、計画地の生物に関するデータが全くなく、生態系に関する記述もありません。現地には希少な動植物が存在している可能性があり、排出水の放流先となる千種川下流の高雄地区には、兵庫県版レッドデータブック 2020（植物・植物群落）で A ランクに指定されるカワラヨモギーハマウツボ群落もあり、これら動植物への影響が懸念されます。

また、計画地は千種川の支流域に当たり、工事中の土砂流出や供用後の水質汚染、集中豪雨等災害時における下流への影響が懸念されることから、環境影響評価については、環境配慮書からの手続きが行われる必要があると考えます。

㊧地質調査資料について

- ・ 事前協議書には「硬質な岩盤の分布」と記載があるが、詳細な地質調査が行われていない現段階では、安定性を確保できるとは判断できません。

また、最も近傍に位置する活断層である「山崎断層系」で約 30 km 以上離れていることから、地震に対する安定性を確保できると記載があるが、地質調査資料なしでは判断できません。

㊨地下水調査について

- ・ 計画地は千種川の水源にあり、地下水への影響が懸念されるが、地下水脈の分布状況が示されていません。

また、地下水を監視するための観測井の設置については、正確な位置に観測井を設置し、地下水の監視を行わない限り、地下水への影響を正しく把握することはできないと考えるが、その位置等の妥当性が示されていません。

㊩事業者の実施能力及び事業計画について

- ・ 事前協議書には事業者の財務状況及び業務実績など、本計画の実行性に関する資料がなく、一方、計画地周辺の広大な土地を事業者が所有していることから、事業開始後に規模の拡大を行うのではないかと懸念もあり、そのような状況下で当該事業者が本計画を安全かつ継続的に管理運営できるのか、また、仮に事業者が計画施設を管理運営できなくなった場合、どう対応するのかも明示されていません。

㊪緊急時・自然災害発生時の対応（リスク対応）について

- ・ 事前協議書には緊急時（災害や事故時）の対応についての記述がありません。また、事業運営上のようなリスクを内包しているかの記述がありません。

イ. 周辺環境に与える影響に関する疑義事項

㊦放流水による周辺環境への影響について

- ・ 別紙「5. 最終（埋立）処分場の構造及び設備の概要（14）放流水の概要」中の利水状況に「上水道用水」及び「工業用水」を含めるとともに、実際の利水状況を考慮し

たうえで、放流水の塩化物イオン濃度について検討するなど、放流水による下流域への影響を評価する必要があると考えます。

- ・ 浸出水について、水処理施設で処理された後の水の流れ（経路）が計画図面に示されていません。

⑥処分場周辺における降雨量の算定について

- ・ 近年、各地で豪雨が頻発しており、県が公表している想定しうる降雨（想定最大規模降雨）578mm/24h での対応について明記すべきと考えます。

⑦河川流量に対する希釈倍率について

- ・ 「1,600 倍以上の希釈倍率」とする根拠として、県が実施した水質調査結果表の河川流量情報を添付していますが、河川流量等のデータ確認等におけるサンプル数が少ないため、根拠としての信頼性に疑問があります。また、「合流地点（安室川と千種川）と計画地との間の流量情報は無いため、今後の環境影響調査にて影響の有無を予測評価する」と記載があるが、現段階で判断するための資料がありません。

ウ. 最終処分場の構造に関する疑義事項

⑧埋立地外の排水計画及び給水計画について

- ・ 埋立区域外の排水計画及び給水計画が不明確で、環境への影響や安全性について判断できません。

⑨計画地の造成について

- ・ 盛土部分に調整池及び浸出水調整槽等の排水処理施設を設置する計画となっていますが、施工方法によって、地盤沈下等で排水処理施設に影響が出たり、法面が崩壊しないか懸念されます。

⑩雨水排水及び調整池について

- ・ 雨水の排出先である道路側溝について、どのような排水経路を想定しているのか記載がなく、搬入車両に付着した廃棄物により雨水が汚染され、排出されるのではないかと懸念しています。
- ・ 調整池からの水の流れが不明で、調整池に溜まった水がどのように処分場外に排出されるのか確認できません。
- ・ 調整池毎の調整容量及び非常用洪水吐の計画流量が明確ではありません。
- ・ 雨水排水計画平面図について、埋立地法面（小段部分）は、埋立ての進行に伴い雨水排水から浸出水側へ切り替えるものと予想されるが、具体的な方法について示されていません。

⑪処分場内に敷設する集排水管について

- ・ 管の流速設計について、「豪雨時には一時的に 3.0m/s を超えることになるが、耐摩耗性に優れた高密度ポリエチレン製の管路を採用するため、問題ないとする。」と記載があるが、管渠が損傷する可能性はないのか、その根拠が明確ではありません。
- ・ 排水管の強度について「実用上問題ない」と結論付けている一方、締固めの状況によっては変わってくると記載があります。「実用上問題ない」と結論付けた根拠が明確ではありません。

⑫遮水工及び遮水シートについて

- ・ 浸出水集排水管（幹線）と遮水シートの間は「安定処理土層」と表示されているが、産廃が搬入され堆積することで、集排水管による遮水シートの破損等はないか懸念されます。
- ・ 遮水工を行う敷地全体について、不等沈下を起こさないか懸念されます。
- ・ 遮水単層シートとして、軟質塩ビシートを選択している理由が示されていません。
- ・ 日射量の計算資料において、各年度の平均データを用いているが、より安全側を見た評価となるよう90%タイル値等を使用して評価する必要があると考えます。
- ・ 太陽光の暴露によるシートの耐用年数を評価しているが、他の要因による劣化が無いのか懸念されます。
- ・ 遮水シート以外の表層保護マットや接合・接着部の耐久性評価についてのデータがなく、遮水工の安全性について懸念されます。

㊦雨水の水収支計算結果について

- ・ 浸出水調整槽容量について、処理能力を400m³/日として最大浸出水調整容量を19,491m³と計算し、浸出水調整槽の計画容量を19,579m³としているが、想定容量に対する計画容量の余裕が僅少です。想定容量に対し、余裕をもった設計が必要であると考えます。

㊧浸出係数について

- ・ 放流係数の考え方について、豪雨時及び埋立初期の段階においては再検討する必要があると考えます。
- ・ 表面水排除の割合(0.4)は一般的な数値ですが、埋立完了区域における具体的な表面水排除の方法を示す必要があると考えます。

㊨浸出水処理施設について

- ・ 浸出水処理水による下流域河川への影響について、塩化物イオン濃度を含めた監視体制を整備する必要があると考えます。
- ・ 浸出水に異常値が出た場合の対応方法や該当する有害物質の処理について、具体的な記載がありません。

㊩ガス抜き設備について

- ・ ガス抜き設備から発生するガスについて、埋立対象となる廃棄物の性状を踏まえ、ガス発生量やガス組成の予測が示されていません。

エ. 最終処分場の管理に関する疑義事項

㊰火災予防の方法及び対応について

- ・ 工事期間中の火災予防対策や、危険物関係として重機等への燃料補給、保管方法等についての詳細が不明です。南側で火災が発生した場合はどのように対応するのか示されていません。

㊱廃棄物の運搬について

- ・ 廃棄物運搬車両の運行時間の8時から18時までは、国道2号は通勤・通学時間と重なり、搬入車両の増加に伴う混雑が予想されます。また、搬出入時、いずれの車両も左折入場、左折退場と表示されているが、右折入・退場は行われぬのか。仮に右折入・退場が想定される場合、国道2号の混雑、事故等の危険性が増すことが懸念されます。

- ・ 運搬時における廃棄物の飛散防止対策が示されていません。

オ. 最終処分場に搬入される廃棄物に関する疑義事項

㊦処分する廃棄物について

- ・ 搬入予定廃棄物の種類について、石綿含有、水銀含有等廃棄物の量がどの程度搬入されるか示されていません。
- ・ 搬入予定廃棄物の分析結果として、第 13 号廃棄物の分析結果の一部が添付されているが、処理前の廃棄物名称や性状が示されていません。
- ・ 搬入予定廃棄物が処分場に投入され、埋立廃棄物間の相互影響などを生じないか懸念されます。

カ. 基準との比較に関する疑義事項

㊦維持管理基準及び適合計画について

- ・ 異常発生時の確認方法として、地下水の電気伝導率、塩化物イオンのモニタリングを挙げ、「万が一、異常が認められた場合、1 段目埋立時であれば遮水工底面部または法面部、2 段目以降埋立時であれば遮水工法面部で損傷が発生したと考えられる。」と記載しているが、異常の発生要因として何を想定しているのか明示されていません。
- ・ 遮水シートが破損した場合の対応として、生活環境の保全上必要な措置をとるとしているが、処理前の汚水が地下に浸透するような事態となった場合、具体的にどのような措置をとるのか示されていません。
- ・ 遮水シート及び保護マットの異常の有無を地下水の電気伝導率及び塩化物イオンで監視するとしているが、それで十分とする根拠が示されていません。また、遮水シートが損傷していた場合、廃棄物を掘り起こしてパッチを当てるとしているが、どのように損傷箇所を把握するか示されておらず、そのことによって地下水への影響を抑えることができる根拠が示されていません。

㊦構造基準及び適合計画について

- ・ 腐食防止のための措置について、「地表水、地下水及び土壌の性状から腐食防止措置は必要ないと判断する。」と記載しているが、遮水工、擁壁にコンクリートを使用するようであれば酸、塩基等が腐食に影響を与えると考えます。腐食が懸念される部材使用の有無と、それについての影響をどのように評価しているのか示されていません。
- ・ 遮水工について、「樹木伐採、整地後、遮水シートを敷設する。なお、地山の性状により必要に応じて地盤改良工等適切な処置をする。」と記載している点について、地盤の評価資料が示されていません。

キ. その他の事項

㊦風評被害について

- ・ 本計画に関連して、農業、漁業及び観光業等に損害を与えるような風評の被害が発生しないか懸念されます。仮に損害を与えるような事態が発生した場合、どのような対応を取れるか示されていません。

㊦隣接地土地所有者について

- ・ 備前市側の土地所有者について記載がありません。

(3) 地域計画上の事項について

当該地区は市街化調整区域で、赤穂市総合計画における土地利用エリア区分としては自然環境エリアに該当します。

自然環境エリアの基本的方向として、災害防止、水資源のストック、大気の浄化など、森林の持つ機能保全に努めるとともに、健康づくりとレクリエーションの場としての活用を促進するとしています。

また、当該地区は本市の取水地の上流に位置することから、千種川水系の保全涵養と水源保護の観点からも、当該地区における産業廃棄物最終処分場の設置は、市民の財産である自然を毀損し、市民の生命をも脅かす恐れのある計画であり、望ましくないものと考えます。

(4) 関係法令手続きについて

担当課	所管する法令等（条例含む）	規制解除等手続きの可否（根拠条文）	手続き状況	解除の見込み
都市計画課	建築基準法 （市：申請書等経由事務） （県担当：中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課）	建築物の建築等に関する申請及び確認（第6条）	未着手	
都市計画課	建築基準法 （市：申請書等経由事務） （県担当：中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課）	特殊建築物の位置に関する許可申請（第51条）	未着手	
都市計画課	都市計画法 （市：申請書等経由事務） （県担当：中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課）	開発行為に関する許可申請（第29条）	未着手 中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課とはH30に協議歴あり。（現在の担当は建築第2課）	
都市計画課	兵庫県屋外広告物条例（市：許可等事務）	設置許可申請（第4条、第6条）		今後関係可能性あり

都市計画課	赤穂市都市景観の形成に関する条例	大規模建築物等の届出（第15条）		今後関係可能性あり
農林水産課	森林法	森林の伐採行為は届出書の提出が必要（林地開発許可を要するものは除く）（第10条の8）	H31.2.16～R1.7.25の間に届出書を提出しないで伐採を行ったため、R1.9.20刑事告発。R2.3.19書類送検。R2.9.9不起訴。	無届での伐採が判明した後、造林の指導を行い、R2.1.10造林の実施状況を確認。報告書を受理した。
水道課	赤穂市給水条例	水道水を使用する場合手続きが必要		
文化財課	文化財保護法	土木工事等のための発掘に関する届出及び指示（第93条）	周知の埋蔵文化財包蔵地の有無を判断する分布調査も未実施	分布調査の結果、文化財が存在しないと判断された場合は解除。文化財が存在した場合は別途協議。
消防本部	消防法	指定数量未満の危険物等の貯蔵・取り扱いの基準（消防法第9条の4）	委任条例「赤穂市火災予防条例」第46条未実施	産廃の種類等が左記条例別表第8に該当しなければ不要
消防本部	消防法	危険物の貯蔵・取り扱いの制限等（消防法第10条）製造所等の設置、変更等（消防法第11条）	埋め立て重機の燃料等不明のため（バックホー・ブルドーザー）	○今後関係可能性あり

消防本部	消防法	防火対象物の消防用設備等の設置（消防法第17条）	建築物の建設計画時により指導	
環境課	赤穂市生活環境の保全に関する条例	特定開発実事業（第18条）	未着手	紛争予防条例の手続き完了後に届出を行う
環境課	赤穂市生活環境の保全に関する条例	協議等（第46条）	未着手	紛争予防条例の手続き完了後に協議を行う
環境課	騒音規制法	特定建設作業の実施の届出（第14条）	未着手	特定建設作業実施の7日前までに届出が必要
環境課	振動規制法	特定建設作業の実施の届出（第14条）	未着手	特定建設作業実施の7日前までに届出が必要